

市民公募委員募集

京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会

京都市では、平成28年4月1日から「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」を施行し、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念に、手話に対する理解の促進及び手話の普及等に取り組んでいます。

このたび、市民の皆様から幅広い御意見を伺い、より一層手話を広める取組に反映していくため、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」に市民公募委員として参加していただける方を募集します。

詳細は、裏面を御覧ください。

応募締切：令和7年7月18日（金）必着

<応募先・問合せ先>

〒604-8571 京都府京都市中京区上本能寺前町488 分庁舎4階
京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室（担当：益本）
TEL：075-222-4161 FAX：075-251-2940
Eメール：syogai@city.kyoto.lg.jp



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

京都市印刷物第070712号

発行：保健福祉局障害保健福祉推進室

令和7年5月発行

京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会市民公募委員募集

- 募集人数 1名
- 任期 就任の日から2年間（就任予定日：令和7年7月頃）
- 応募資格
就任の日の時点において、次の全てを満たす方
 - (1) 本市市内に居住又は通勤、通学する方
 - (2) 18歳以上の方
 - (3) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
 - (4) 日本語又は手話により意見交換が可能な方
 - (5) 本市の他の審議会等に2つ以上、公募委員として参画していない方
 - (6) 原則として、平日に開催される懇話会に出席できる方（年1～2回程度）
- 応募期間 令和7年5月19日（月）～令和7年7月18日（金）（必着）
- 応募方法 応募書類（①、②）に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX又はEメールにより提出してください。

応募 書類

- ① 市民公募委員応募用紙
- ② 作文（テーマ：「手話の更なる普及に向けた課題と前進策について」、800字以内、様式自由）

- ※ メールによる提出の場合は、件名を「市民公募委員応募」としてください。
- ※ 応募書類は返却しませんので御了承ください。
- ※ 応募書類は以下のURLからダウンロードできます。
右の二次元コードからもアクセス可能です。



<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000340844.html>

- 選考 応募書類をもとに選考します。場合により面接を行うことがあります。選考結果は7月中に応募者全員に通知します。
- 報酬 懇話会への出席ごとに、委員謝礼（10,000円／回（税別））をお支払いします。

京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会

市民公募委員応募用紙

ふりがな 氏 名				
年 齢	歳（令和7年6月末日現在）		性別	
住 所	〒 市 区 ※京都市外への転出の予定（ 有 ・ 無 ）			
電話番号	昼間		夜間	
FAX番号				
メール アドレス				
職 業				
勤務先・ 学校名	（※ 市 ） ※ 京都市以外に在住の方は、勤務先又は学校の住所を記載ください。			
応募の動機 ・理由				

[illegible]

800字（22字／行、最終行のみ8字） 字数 字